

令和5年度 中小企業者等イノベーション推進補助金

事業継続や、新分野進出、販路開拓、新商品・新サービスの開発、DX・IT化、脱炭素等の新たな成長に歩みだす市内中小企業者の取組を支援し、経営環境の変化に柔軟に対応できる中小企業者等を増やすことを目的とします。

制度概要

※jGrantsとは、デジタル庁が提供する事業者向け電子申請システムのことで、国が活用を推進しています。利用には、アカウント「GビズID（プライムまたはメンバー）」の取得が必要となります。登録には2～3週間の期間が必要となりますので、申請される方は、お早めにIDの取得をお願いします。

【1】対象者

「jGrants※」による電子申請が可能な事業者で、市内に主たる事務所・事業所（本社）を置く中小企業者、個人事業主等（注）

（注）観光コンテンツ形成推進事業の場合に例外あり

【2】受付期間等

受付期間：令和5年5月1日（月）～令和5年11月30日（木）

※予算に達した時点で終了します。

※令和6年2月15日（木）までに実績報告が提出可能なものが対象です。

交付決定：書類受付後、3週間程度で決定を行います（jGrantsにてお知らせします）

【3】対象事業・予算額・補助率

予算総額：50,000千円（以下の5つの事業の総額となります）

イノベーション推進事業		補助率
企業のイノベーションに資する事業		1/2 (上限50万円)
特定イノベーション推進事業		補助率
次のいずれかを満たす企業のイノベーションに資する事業		3/4 (上限75万円)
稼ぐ力強化事業	商工会議所、商工会等と共に作成した事業計画書に基づく事業	
ワーク・ライフ・バランス推進企業応援事業	新潟県ハッピー・パートナー登録企業（申請中を含む）が行う事業	
メイド・イン上越推進事業	メイド・イン上越認証事業者又は申請を目指す事業者が市の指定する専門家等のアドバイスに基づいて行う事業	
観光コンテンツ形成推進事業	観光コンテンツの形成を行う①又は②の事業 ①指定するテーマに沿っているもの ②市が指定する会議等に2回以上出席し、他の中小企業者等と連携して行うもの	

【4】対象経費

事業継続のための新たな事業、販路開拓のための新たな事業、新サービスの開発、DXやワーク・ライフ・バランス等の新たな組織改善など、新たに行う革新的な事業に係る次の経費

工事費（設備・大規模改修等 [店舗改装費は原則、補助対象外経費です。詳細は募集要領をご確認ください]）

委託費（設計費、事業承継、専門家相談、コンサルティング等）

購入費（設備・備品、専用車両、原材料等）

広告費（HP作成、展示会出展料、販売促進品等）

旅費・謝金等（展示会参加経費、専門家招へい等）

※交付決定前に契約・購入等した経費は原則対象外となります。

※補助金の交付は、対象事業が終了し、実績報告書を提出した後となります。

※工事費や購入費等のハードに係る割合が概ね8割以内となることが望ましいです。

※パソコンや営業車両等の汎用性の高い物品、コピー用紙・原材料等の消耗品の購入費は補助対象外となります。

制度の詳細・相談・お問合せ

申請書類・詳細等は、上越市ホームページをご確認ください。

上越市トップページ>組織でさがす>商業・中心市街地活性化推進室>中小企業者等イノベーション推進補助金

お問合せ先：上越市産業部産業政策課 商業・中心市街地活性化推進室 025-520-5734（直通）

